

令和2年5月7日

小学校保護者 様

行田市教育委員会

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業延長について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、本市の教育活動に御理解、御支援をいただき深く感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、埼玉県教育委員会教育長より要請がありました。

つきましては、行田市といたしましても新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市内小中学校の臨時休業を延長いたします。休業の期間も対応に努めてまいりますので、保護者の皆様におかれましては、下記の措置について、御理解と御対応をお願いいたします。

#### 記

#### 1 臨時休業の延長期間

令和2年5月31日（日）まで

#### 2 臨時休業中の対応

- (1) 児童の様子を把握するため、学校から電話連絡等をいたします。
- (2) 学校における授業や給食の支給、学校施設の開放等はいりません。

#### 3 臨時休業期間における家庭生活での留意点

- (1) 手洗い、うがいを励行してください。
- (2) 児童が不要不急の外出をしないよう御協力をお願いします。やむを得ず外出する際は、マスク等を着用させてください。
- (3) 規則正しい生活を心がけ、家庭で十分健康観察（朝晩の検温等）をお願いします。
- (4) 発熱等の体調不良がある場合は、医療機関を受診してください。検査により新型コロナウイルス感染が確認された場合は、速やかに学校に連絡をお願いします。
- (5) 学校から指示された学習に取り組みせたり読書をさせたりするなど、家庭学習に取り組むようお願いいたします。

#### 4 その他

- (1) 臨時登校日の実施や校庭の開放等、学校からの新たな連絡につきましてはメール配信及び学校ホームページ等で情報を公開します。また、必要に応じ、電話でも連絡します。
- (2) どうしても自宅で一人で過ごすことができないなど、やむを得ない事情がある児童についてのみ学校で受け入れます。受け入れる時間帯は、8：30～14：00の範囲内とし、子供の送迎については保護者の責任とします。学校では教室での自学自習とし、昼食を持参してください。
- (3) (2)の児童の内、学童保育室を利用する児童については、学校での受け入れ後、学童保育室の開設時刻に合わせて、学童保育室に移動します。保護者のお迎えは学童保育室へお願いします。